

## 公立大学法人岡山県立大学 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての教職員が仕事と子育てを両立し、充実した社会生活を送ることを目的として、次のとおり行動計画を策定する。

なお、現行計画（計画期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで）は終了する。

### 1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

### 2 内容

目標1 男女ともに育児休業を取得しやすく、円滑に職場復帰できる環境を整備する。

〈対策〉

- 1 職員が気兼ねなく育児休業等を取得できるよう、代替要員の確保に努める。
- 2 育児休業後に原職又は原職相当職へ円滑な復帰ができるよう、必要な配慮をする。
- 3 男性教職員に出産や育児に係る休暇・休業等の制度を周知し、取得を促す。

目標2 年次有給休暇の取得を促進する。

〈対策〉

- 1 年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得目標を「年間15日以上」とし、年5日は必ず取得する。  
※年休の付与日数が少ない場合等は、目標を「年休の付与日数の75%以上」と読み替える。
- 2 年末年始や講義のない休講期間、計画的年休付与期間（原則として8/14～16）に合わせて、年休の連続取得を促進する。
- 3 定期的に提供される担当者からの年休取得状況を基に、所属長（事務職員においては班長等部下を有する職員）は、所属する教職員に年休の取得を適宜勧奨する。
- 4 班長等部下を有する事務職員は、人事評価の目標に「部下の年休の取得推進」を必ず定めることとし、業務上の日程調整等を行う際に最大限の配慮をしながら所属職員の効率的な年休取得を促す（なお人事評価の目標は、上記1の取得目標を踏まえたものとする。）。

目標3 所定外労働時間の縮減に向けた取組を推進する。

〈対策〉

- 1 断続的に、既存業務の簡素化・合理化を検討する。
- 2 所定外労働時間の多い職員のいる所属については、所属長が当該職員及びその直属上司（班長）に対し勤務実態等のヒアリングを行い、仕事の進め方を工夫するよう指示する。  
また、特定の職員に所定時間外労働が集中している場合、年度途中であっても事務分掌を見直し、業務を分担・変更するなど負担の緩和に努める。
- 3 深夜時間（22時～翌5時）における業務は原則として禁止する。